平成２９年（フ）第７９８号
川崎市川崎区四谷上町23番12号　四谷Ⅱ302
債務者　石井彩友理
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８２５号
川崎市川崎区渡田新町２丁目６番14号　オーシヤンドエルＲＹＵ　303
債務者　増田　幸夫
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８２６号
川崎市幸区北加瀬１丁目26番30号　リンクルストーン・ハツ　303
債務者　鈴木　義則
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８４０号
川崎市宮前区菅生ケ丘12番17号　井口ハイツ202
債務者　山下長一郎
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８４１号
川崎市宮前区菅生ケ丘12番17号　井口ハイツ202
債務者　山下　光夫
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８４２号
川崎市川崎区台町４番14―２号
債務者　関　みゆき
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８４８号
川崎市多摩区菅稲田堤１丁目14番16号　グリーンフォート　301
債務者　三浦　　笑
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８５０号
川崎市幸区紺屋町30番地７　プロスペリティ川崎　101
債務者　後藤　　忍（旧姓杉渕）
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８７０号
川崎市川崎区塩浜３丁目19番３号　塩浜第３荘
債務者　似内　清幸
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３２号
新潟県柏崎市中央町11番12号
債務者　浦澤　亮一
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１９７３号
名古屋市天白区中平２丁目1502番地　ユニーブル原パークⅢ　201号
債務者　村田　秀行
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９７４号
名古屋市天白区中平２丁目1502番地　ユニーブル原パークⅢ　201号
債務者　村田　美穂
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０１７号
名古屋市緑区大高町字追風８番地　ラ・シモール202号、従前の住所愛知県あま市木田西山51番地１　エレガントスクエア　101号
債務者　山本　竜也
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０７４号
愛知県尾張旭市柏井町弥栄186番地１　アビタシオンＡ―203
債務者　小髙　　将
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１１７号
名古屋市南区明円町242番地の２　レインボー明円202号、従前の住所名古屋市熱田区夜寒町６番24号
債務者　今西　一将
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２３８号
札幌市西区発寒３条１丁目３番６号　リヴィエール発寒105号
債務者　大石橋全登
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部